

(趣旨及び適用範囲)

第1条 この規程は、業務のため旅行する本法人教職員等に対し支給する旅費に関し必要な基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図るものとする。

2 本法人教職員（以下「教職員」という。）及び教職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の規程等に特別の定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

3 この規程において教職員とは、公立大学法人金沢美術工芸大学役員報酬等規則に規定する役員及び公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1項に規定する教職員をいう。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旅行命令権者 理事長又はその委任を受けた者をいう。

(2) 出張 教職員が業務のため一時その勤務箇所（旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は教職員以外の者が業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(3) 赴任 新たに採用された教職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務箇所に旅行し、又は転任を命ぜられた教職員がその転任に伴う移転のため旧勤務箇所から新勤務箇所に旅行することをいう。

(4) 帰住 教職員が退職し、又は死亡した場合において、その教職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(5) 家族 教職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員と生計を一にするものをいう。

(6) 遺族 教職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに教職員の死亡当時教職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の細則で定める者（以下「旅行業者等」という。）であつて、本法人と旅行役務提供契約（旅行業者等が本法人に対して旅行に係る役務その他の細則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本法人が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

(8) 職務の級 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（平成22年規程第16号）第3条第1項第1号に規定する一般職給料表による職務の級及び一般職給料表の適用を受けない者については理事長が定めるこれに相当する職務の級をいう。

(旅費の支給)

第3条 教職員が出張し、又は赴任した場合には、当該教職員に対し、旅費を支給する。

2 教職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 教職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、解雇又は休職（以下「退職等」という。）となった場合

(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には当該教職員

(2) 教職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には当該教職員の遺族

(3) 教職員が死亡した場合において、当該教職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 教職員が前項第1号の規定に該当する場合において就業規則第22条第1項又は第42条の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 教職員又は教職員以外の者が、本法人の依頼又は要求に応じ、業務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除く外、他の規程等に特別の定めがある場合その他経費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第2項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他細則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で細則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他細則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で細則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、本法人が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行命令権者は、業務遂行上必要と認めた場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合には、次の各号に掲げる旅行につき、当該各号に掲げる区分により旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を発することができる。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

3 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下この条において「旅行命令簿等」という。)に、発令年月日、用務、用務先、旅行期間、所属、役職、氏名及び職務の級の記載又は記録をしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をしないとまがない場合には、この限りではない。

4 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第2項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみ支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第8条に規定する種目及び第9条から第18条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支出又は支払をする者(以下「支出者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項に規定する必要な添付書類の種類、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、細則で定める。

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他細則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金(役員に限る。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級（役員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他細則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

（2）寝台料金

（3）座席指定料金

（4）特別船室料金（役員に限る。）

（5）前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最下級（役員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他細則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

（2）座席指定料金

（3）前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（役員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用（旅行命令権者の承認を受けて自家用車を利用する移動（以下「自家用車移動」という。）にあつては、当該自家用車移動に必要な諸雑費に充てるための費用）とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

（2）道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

（3）前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用車の賃料その他の移動に直接要する費用

（4）前3号に掲げる費用に付随する費用

（5）自家用車移動に通常要する費用を勘案して理事長が別に定める費用

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その基準となる額（以下「宿泊費基準額」という。）は、金沢市職員等旅費条例（昭和25年条例第35号）に規定のとおりとする。ただし、現に支払った費用の額が

宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が必要があると認めるときは、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。ただし、細則で定める場合は、この限りでない。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して細則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を教職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、教職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を教職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における教員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて細則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった教職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて細則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第21条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が理事長に協議して定める旅費とする。

(旅費の調整)

第22条 旅行命令権者は、旅行者が本法人以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この規程又は旅費に関する他の規程の規定による旅費を支給した場合には不

当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行命令権者は、旅行者がこの規程又は旅費に関する他の規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、理事長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（自家用車移動に係るものを除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1号から第4号までに掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（自家用車移動に係るもの及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の特例)

第24条 旅行命令権者は、教職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規程の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの規程の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該教職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第25条 支出者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの規程又はこの規程に基づく細則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの規程又はこの規程に基づく細則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
- 3 前項に規定する給与の種類は、細則で定める。

(金沢市職員等旅費条例の準用)

第26条 外国旅行に係る旅費その他この規程に定める旅費の支給につき、この規程に規定のない事項については、金沢市職員等旅費条例（昭和25年条例第35号）の例による。

(委任)

第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の規定による旅費の支給の手続その他この規程の実施のため必要な事項は、細則で定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員等旅費規程（以下この条において「新規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新規程第2条第1号に規定する旅行命令権者が新規程第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新規程第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員等旅費規程（以下この項及び第3項において「旧規程」という。）第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が旧規程第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧規程第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧規程第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が旧規程第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新規程第2条第1号に規定する旅行命令権者が新規程第4条第2項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 2 新規程第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合には、なお従前の例による。
- 3 新規程第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧規程第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新規程第25条の規定は、新規程又はこれに基づく細則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。